

はじめに

～成年後見制度における法人後見の位置付け～

1. 新しい成年後見制度の導入

新しい成年後見制度は、2000年に介護保険と同時にスタートしました。当時厚生省では、社会福祉基礎構造改革が議論されました。その主要課題は、戦後長期に続いてきた行政による措置制度から利用者による契約制度への転換でした。契約によるサービス提供者と利用者の対等な関係、選択、その為の情報の提供、事業の透明化、サービスの質の向上を図るための第三者評価、苦情解決の窓口、権利擁護などがその内容でした。そして、その先頭を切ったのが介護保険でした。同時に契約能力の不十分な方々を支える仕組みとして、それまでの禁治産・準禁治産制度を変えて、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションなど最近の福祉理念に基づく新しい成年後見制度を導入したのです。

従って、当時は介護保険と成年後見は車の両輪と評されました。

2. 成年後見制度の現況について

新しい成年後見制度が導入され19年が経過しましたが、介護保険に比してその普及がなかなか進まないことや様々な課題が指摘されています。特に親族後見人や一部職業後見人による横領事件が頻発し、制度の根幹を揺るがせる状況がありました。

一方で社会の高齢化が急速に進み、認知症高齢者が急増しています。認知症高齢者や知的障がい者など判断能力の不十分な方々の財産管理や身上保護など権利擁護が喫緊の課題になっています。

こうした中で、2016年4月に成年後見制度利用促進法が成立し、2017年3月24日には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、各市町村には市町村の成年後見制度利用促進基本計画策定が促されました。基本計画では、いの一歩に利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善を打ち出し、財産管理のみならず意思決定支援、身上保護を重視するとし最高裁を中心に既に様々な改革が始まっています。

3. 成年後見制度における法人後見について

成年後見制度は、これまで個人後見が原則とされてきました。例えば、日本社会福祉士会が発行する成年後見実務マニュアルでは、「成年後見は自然人による個人後見が基本であり、それが本来の望ましい形です。」とし、「法人後見は、個人では手に負えない場合、期間が長期に渡る場合、資力が乏しく後見報酬が得られないなどで引き受け手が見つけられない場合等の時の受け皿にすべき」と極めて消極的、限定的に位置付けています。その為か、法人後見は今日まで日の目を見ずにきました。

しかし、チームで取り組む法人後見が今、注目されています。国では平成25年に成年後見制度法人後見支援事業を地方自治体の必須事業に定めています。長年、福祉事務所などでチームによる対人援助の仕事をし、また社会福祉士として個人後見にも取り組んできた私たちは、法人後見の優位性に着目し8年前に特定非営利活動法人よこはま成年後見つばさを立ち上げ、資力の乏しい方々を中心に身上保護に重点を置いた法人後見を展開してきました。お陰様で、既に新聞で「法人後見で先駆的成果」とまで報じられるようになりました。法人後見の優位性の一つは、不正防止です。私たちの法人後見では、常に複数の目によるチェックを行いますので、適正な財産管理と身上保護が確保できます。私たちは、既に、延べ83件の受任を達成しています。今法人後見に確固たる自信を持っています。

2019年10月

特定非営利活動法人 よこはま成年後見 つばさ

代表理事 渡邊 修一